※ 7 月 28 日

(木)は第53回白鷹町小・中学校及び

とめてください。

町民水泳大会が開催されるため、

放は行いませんのでご了承ください。

⑧自転車にはカギをかけ、プールわきの駐輪場に

⑦持ち物の管理は、

自己責任で行ってください。

⑥ほかの人の迷惑になる行為はおやめください。

⑤水鉄砲などは、持ち込みを禁止します。 ④入水前に準備運動を十分に行ってください。 ③監視員の指示には、必ず従ってください

【問い合わせ】

町 民プー ル を一 般開放します

開放期間

7 月 23 日 7 月 16 日 \pm $\widehat{\pm}$ ~ 7 月 18 ~ 8 月 18 日 \exists $\widehat{+}$

※7月25日 • 27 日 (水 月 は午後のみ開放 は午前中のみ、 7 月 26 日 火

※ 7 28 日)利用時間 $\widehat{+}$ は休み

〈正午~午後1時までは施錠し閉場します。〉 午前9時~午後4時

※8月13日 ①プールへは、 ※白鷹中水泳部部活動により、)注意事項 限する場合がありますので、 (土) は午後3時まで開放します。 白鷹中体育館北側から入場してく ご了承ください。 コースの一部を制

介護保険のはなし

祝

平成28年8月から 食費・部屋代の負担軽減の判定基準が変わります

②幼児が利用する場合は、

必ず保護者が付き添

てください。

ださい。

- ○介護保険3施設(介護老人施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設)やショートステイを利用する方 の食費・部屋代について、低所得の方には負担軽減を 行っています。
- ○負担軽減判定の結果、利用者負担段階が第2段階とな るのは、合計所得金額と課税年金(老齢年金など)収 入額の合計が80万円以下の方でしたが、平成28年8 月から、新たに非課税年金(遺族年金と障害年金)の 額も含め判定します。非課税年金を含めた収入が80 万円を超える方については、利用者負担段階が2段階 から3段階に変更になりますが、負担軽減を受けられ なくなるわけではありません。

【問い合わせ】健康福祉課介護保険係 ☎86-0213

利用するには申請が必要です!

- ①健康福祉課窓口で申請をします。 申請の際に前年に受給した非課税 年金の種別の申告をお願いします。
- ②介護保険負担限度額認定証が交付 されます。
- ③介護保険負担限度額認定証を提示 してサービスを利用します。
- ※認定証の有効期限は1年(8月~ 翌年の7月)です。必要な方は1 年ごと更新手続きをしてください。

■利用者負担段階(平成28年度8月~)

■作用百食巨权相(1次20十及0月)		
利用者 負担段階	対象者	
第1段階	①世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が住民税を課税 されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ②生活保護等を受給されている方	かつ、預貯金等が 単身で1,000万円以下、 夫婦で2,000千万以下の方
第2段階	世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が住民税を課税されていない方で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入 入額の合計が年間80万以下の方	
第3段階	世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が住民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	